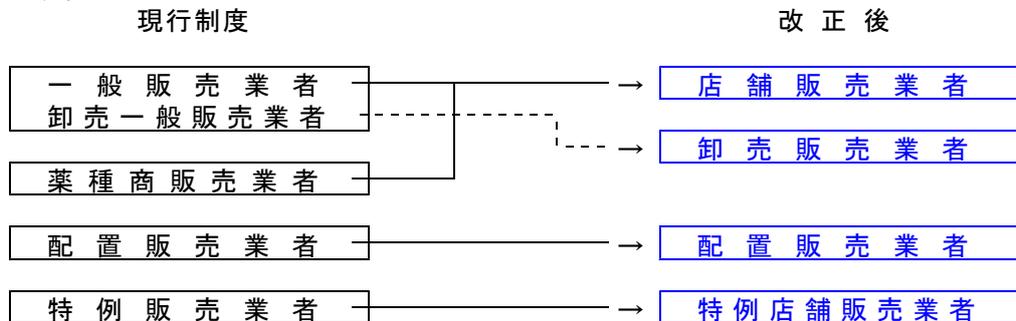


薬事法改正に伴う動物用医薬品販売制度の概要について

1. 動物用医薬品販売業の許可の種類

一般販売業と薬種商販売業は統合され、**店舗販売業**となります。また、一般販売業の一形態であった卸売一般販売業は、卸売販売業として新設され、配置販売業はそのまま残ります。なお、特例販売業は、その流通実態等を踏まえ、店舗販売業の特例として従来の特例販売業に相当する店舗販売業が**動物用医薬品特例店舗販売業**として残ります。



2. 販売品目及び販売資格

各販売業者が販売することのできる動物用医薬品及び必要な資格等は下表のとおりとなります。

販売業の種類	販売資格	販売可能な動物用医薬品
店舗販売業	薬剤師 又は登録販売者	薬剤師は全ての医薬品 登録販売者は指定医薬品以外の医薬品
特例店舗販売業	薬事法上の定めなし	店舗ごとに知事が許可した医薬品
卸売販売業	薬剤師 又は登録販売者	薬剤師は全ての医薬品 登録販売者は指定医薬品以外の医薬品
配置販売業	薬剤師 又は登録販売者	防虫剤等の農林水産大臣が指定する医薬品

注: 登録販売業者とは、販売等に従事するために必要な資質を有する者として県知事の登録を受けた者のこと

3. 新たに追加された措置

ア. 販売等に関する情報提供、相談応需

動物用医薬品を販売・授与する場合には、これに従事する薬剤師又は登録販売者は適正使用のために必要な情報提供に努めることが必要になるほか、購入者等から相談があった場合の情報提供が義務づけられます。

イ. 医薬品の陳列等

医薬品は、医薬品以外のものと区別して陳列しなければならないことが明記され、指定医薬品は指定医薬品以外の医薬品と区別して陳列することが義務づけられます。

ウ. 店舗管理者の指定

店舗販売業の店舗管理者は、指定医薬品を取り扱う店舗においては薬剤師であること。また、指定医薬品以外の医薬品を取り扱う店舗においては薬剤師、又は登録販売者であることが定められます。なお、店舗管理者による店舗の管理は、平成21年6月1日から一般(薬種商)販売業者にも適用されるため、薬種商の方は、平成21年5月31日までに販売従事登録を行う必要があります。

エ. 店舗における掲示

店舗販売業者は、以下の事項を見やすい場所に掲示する必要があります。ただし、特例店舗販売業者は③、④の事項については掲示する必要はありません。

- ① 店舗許可の区分の別
- ② 店舗開設者の氏名又は名称
- ③ 店舗管理者の氏名
- ④ 当該店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の別及び氏名
- ⑤ 取り扱う医薬品の区分
- ⑥ 相談時の対応方法に関する解説
- ⑦ 営業時間及び営業時間外に相談対応することができる時間及び連絡先

